

維持管理計画書

一般廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（第四条の五 第1項）※1	当該施設の維持管理に関する計画
一 施設へのごみの投入は、当該施設の処理能力を超えないように行うこと。	焼却炉へのごみ投入量が処理能力を超えないよう監視及び制御します。
二 焼却施設(次号に掲げるものを除く。)にあっては、次のとおりとする。	
イ ピット・クレーン方式によって燃焼室にごみを投入する場合には、常時、ごみを均一に混合すること。	全自動クレーンの採用により、焼却炉へのごみ投入作業時以外は、攪拌・積替えによるごみの均一混合を行います。
ロ 燃焼室へのごみの投入は、外気と遮断した状態で、定量ずつ連続的に行うこと。ただし、第四条第一項第七号イの環境大臣が定める焼却施設にあっては、この限りでない。	燃焼室と外気は、給じん装置にてごみによるシールで遮断されるように、投入ホツパレベルを監視してごみを投入します。燃焼室への給じんは、処理能力に応じてプッシャーにより定量供給します。
ハ 燃焼室中の燃焼ガスの温度を摂氏 800 度以上に保つこと。	燃焼ガス温度を摂氏 850°C以上に保持できるように燃焼制御します。不慮の温度低下の場合は、ボイラー起動バーナを使用することにより、不完全燃焼を防止します。
ニ 焼却灰の熱しゃく減量が 10%以下になるように焼却すること。ただし、焼却灰を生活環境の保全上支障が生ずるおそれのないよう使用する場合にあっては、この限りではない。	適正な焼却炉火格子面積を確保することにより、焼却灰の熱しゃく減量は 5%以下とします。
ホ 運転を開始する場合には、助燃装置を作動させる等により、炉温を速やかに上昇させること。	運転を開始する場合には、助燃バーナ及びボイラー起動バーナを作動させることにより、炉起動曲線に沿って速やかに昇温させます。
ヘ 運転を停止する場合には、助燃装置を作動させる等により、炉温を高温に保ち、ごみを燃焼し尽くすこと。	運転を停止する場合には、炉内燃焼状況を確認しながら炉降温曲線に沿って助燃バーナ及びボイラー起動バーナを作動させ、燃焼し尽くします。
ト 燃焼室中の燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。	ガス温度検出器と連続記録する計器を設け、燃焼ガス温度を測定・記録します。
チ 集じん器に流入する燃焼ガスの温度をおおむね摂氏 200 度以下に冷却すること。ただし、集じん器内で燃焼ガスの温度を速やかにおおむね摂氏 200 度以下に冷却することができる場合にあっては、この限りでない。	ボイラーにより、ろ過式集じん器入口ガス温度を 200°C以下(常用 155~165°C)に冷却します。
リ 集じん器に流入する燃焼ガスの温度(チのただし書の場合にあっては、集じん器内で冷却された燃焼ガスの温度)を連続的に測定し、かつ、記録すること。	ろ過式集じん器入口ガス温度を連続監視し記録します。
ヌ 冷却設備及び排ガス処理設備にたい積したばいじんを除去すること。	<ul style="list-style-type: none"> ・ボイラー水管にたい積するばいじんは音波式ボイラーブローにより、遠隔で容易に除去できる構造とします。 ・ボイラーの沈降灰及びろ過式集じん器での捕集灰は、下部より連続排出し、堆積しない構造とします。
ル 煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度が 100 万分の 100 以下となるようにごみを焼却すること。ただし、煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の発生抑制の燃焼に係る維持管理の指標として一酸化炭素の濃度を用いることが適当でないものとして環境大臣が定める焼却施設であって、当該排ガス中のダイオキシン類の濃度を、3 月に 1 回以上測定し、かつ、記録するものにあっては、この限りでない。	<p>以下の対応により、ごみを適正燃焼し 100ppm 以下(1 時間平均)とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適正な燃焼室容積を確保します。 ・燃焼に必要な量の空気を供給できる押込送風機を設置します。 ・燃焼用空気の各流量調節ダンパを設置します。
ロ 煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度を連続的に測定し、かつ、記録すること。	排ガス中の一酸化炭素濃度を連続計測する分析計を設置し、その値を連続記録する計器を設置します。
ワ 煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度が別表第二の上欄に掲げる燃焼室の処理能力に応じて同表の下欄に定める濃度以下となるようにごみを焼却すること。	上記“ル”に記載の各種のごみ適正燃焼対応に加え、自動燃焼装置の導入によってごみの燃焼を促進させ、ダイオキシン類濃度を 0.1ng-TEQ/m ³ N 以下とします。更にろ過式集じん器後段に触媒反応塔を設置することで、より確実な低減を図ります。
カ 煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度を毎年 1 回以上、ばい煙量又はばい煙濃度(硫酸化合物、ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物に係るものに限る。)を 6 月に 1 回以上測定し、かつ、記録すること。 (※2 法令基準値は別添のとおりです)	煙突には手分析用の測定座を設け、ダイオキシン類の濃度は毎年 1 回以上、ばい煙量及びばい煙濃度は 6 ヶ月に 1 回以上測定し、その記録を残します。 (※2 管理目標値は別添のとおりです)
コ 排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにすること。	ろ過式集じん器および有害ガスの発生を抑制する薬剤噴霧装置を設け、排ガスの塩化水素・硫酸化合物等の値を連続監視し、適正な排ガス処理を維持します。
ク ばいじんを焼却灰と分離して排出し、貯留すること。ただし、第四条第一項第七号チのただし書の場合にあっては、この限りでない。	ばいじんは焼却灰と分離して排出し、一旦飛灰貯留タンクに貯留後、エコセメント施設稼働時はそのままジェットパック車で搬出、エコセメント施設停止時はキレート処理してから処理物バンカに貯留します。
ケ ばいじん又は焼却灰のセメント固化処理又は薬剤処理を行う場合にあっては、ばいじん又は焼却灰、セメント又は薬剤及び水を均一に混合すること。	ばいじんの薬剤処理を行う場合、混練機にてばいじん、薬剤及び水を均一に混合します。
ク 火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えること。	消防法等に準拠し、火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火栓、消火器、その他の消火設備を設置します。また、ごみピット火災対策としてピット火災報知器と放水銃を設置します。
十 ごみの飛散及び悪臭の発散を防止するために必要な措置を講ずること。	ごみは施設建屋内のごみピットにて貯留を行い、施設稼働時はごみピット内空気を燃焼用空気として用います。休炉時には脱臭装置にて対応します。
十一 蚊、はえ等の発生の防止に努め、構内の清潔を保持すること。	ごみピットに防虫剤を必要に応じ散布し、蚊、はえ等の発生防止に努め、構内の清潔を保持します。
十二 著しい騒音及び振動の発生により周囲の生活環境を損なわないように必要な措置を講ずること。	日常点検により騒音及び振動を監視し、異常が見られた機器に対しては適正な補修・交換を実施します。
十三 施設から排水を放流する場合は、その水質を生活環境保全上の支障が生じないものとする。	施設から発生するプラント排水は排水処理設備で下水排除基準以下とした後、極力再利用し、余剰排水については下水道放流とします。
十四 前各号のほか、施設の機能を維持するために必要な措置を講じ、定期的に機能検査並びにばい煙及び水質に関する検査を行うこと。	各設備の機能を維持するために、日常点検及び定期整備を実施し、定期的に機能検査並びにばい煙及び水質に関する検査を実施します。
十五 市町村は、その設置に係る施設の維持管理を自ら行うこと。	組合の管理のもと、施設の維持管理業務は業務委託会社が実施します。
十六 施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置の記録を三年間保存すること。	施設の維持管理に係る日常点検、定期整備等の記録を 3 年間保存します。

※1 非該当箇所については、未記載としています。

※2 法令等基準値・管理目標値

項目	法規制値		管理目標値
ばいじん[$\text{mg}/\text{m}^3\text{N}$]	40(酸素濃度 12%換算値)		10(酸素濃度 12%換算値・一時間平均)
塩化水素[ppm]	430(酸素濃度 12%換算値)		10(酸素濃度 12%換算値・一時間平均)
硫黄酸化物[ppm]	K値 6.42(K値により算出された硫黄酸化物濃度)	34.6	10(酸素濃度 12%換算値・一時間平均)
窒素酸化物[ppm]	250(酸素濃度 12%換算値)		50(酸素濃度 12%換算値・一時間平均)
水銀[$\mu\text{g}/\text{m}^3\text{N}$]	50(酸素濃度 12%換算値)		30(酸素濃度 12%換算値・一時間平均)
一酸化炭素[ppm]	100(酸素濃度 12%換算値)		100(酸素濃度 12%換算値・一時間平均)
ダイオキシン類[$\text{ng-TEQ}/\text{m}^3\text{N}$]	0.1(酸素濃度 12%換算値)		0.1(酸素濃度 12%換算値)